

氏名（本籍）	益満 孝一（鹿児島県）	
学位の種類	博士（社会福祉学）	
学位記番号	甲 福第 27 号	
学位授与年月日	令和 4 年 9 月 17 日	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項	
論文題目	社会的養護施設としての乳児院の機能に関する研究 —乳児院の一時保護に係わる尺度開発と問題検証—	
論文審査委員	主査 佐野 正彦 教授	社会学修士(東洋大学)
	副査 松元 泰英 教授	医学博士(鹿児島大学)
	副査 田畑 洋一 客員教授	文学博士(東北大学)
	副査 高山 忠雄 元教授	教育学博士(東北大学)
	副査 北川 慶子 教授(聖徳大学)	社会福祉学博士(東洋大学)

論文内容の要旨

1 問題の所在

最近、新聞紙上などで虐待を受けた子どもを親から引き離す「一時保護」の手続きを行う際に、裁判官が審査すること(司法審査)などを柱とする「改正児童福祉法」が参院本会議で可決され、成立したことが伝えられた(2022年6月8日成立、同日付毎日新聞などで取り上げられた)。これにより虐待の疑いがある子どもを「児童相談所」が親から引き離す「一時保護」について、司法がその妥当性を審査することになったことにより、児童相談所は自らの意思決定に強力な裏書きを得たことになる。改正児童福祉法では、厚生労働省や法務省法務局などの関係諸機関において協議が進められ、「3年以内」に制度の運用ルールを改めて定めていくことになっている。

益満孝一氏の本博士論文における議論は、この改正直前までの社会状況を前提とするものであり、それゆえ改正後を包摂するものではないのは当然だが、改正前と改正後の乳児院の状況はほとんど同様であると言っても間違っていないだろう。少なくとも、それは質的に連続的であるのは確かなところである。というのは、後述のとおり、乳児院が乳児及び要保護の幼児を中心的に執り扱う部門であることは何ら変わらないものと思われるからである。

いずれにせよ、改正児童福祉法により“虐待癖”などのある問題的な親から司法審査に基づく公権力により当該児童を保護する方が開かれたことになる。

次に、児童相談所が当該児童を“虐待癖”などのある親から引き離し得たとして、引き続き

どのようなケアがもたらされることになるかが問題となる。結局のところ、これについては今までの経緯から「児童相談所」にその多くが委ねられることになろうが、「1歳未満の乳児」もしくは保護の必要な「小学校入学以前の幼児」については、主として「乳児院」が対応することは間違いないだろう。

本論文は、こうした法改正による司法審査導入直前の乳児院の実態に迫り、そこに横たわるリスク・問題を詳らかにして行くところの地道な学述的営為と解することができる。なお、ここで付言すべきは、このリスクは司法審査が導入されたからと言って直ちに解決される類いのもではなく、依然として残存し続けるリスクなのである。

いずれにせよ、益満は「社会的養護」機能の担い手としての「乳児院」の実態を問題的に取り上げていくことになる。既述のように、乳児院は「1歳未満の乳児」もしくは保護の必要な「小学校入学以前の幼児」に対して専属的に一時保護機能を担うものであるが、それは、云うところの「社会的養護」機能を十全に果たし得ているだろうか。これについて益満は否定的である。つまり、乳児院は本来果たすべき機能・役割を必ずしも十全に果たし得ておらず、そこには種々のリスク・問題が渦巻いていると言う。

こうした現状認識を踏まえて、益満は乳児院を取り巻くリスク・問題を眼前にして、解決の糸口を探るべく量的・質的調査研究に果敢に挑んでいくことになる。より具体的に言えば、乳児院の抱えるリスク・問題の内実を明示化すべく「尺度」の開発に邁進していくことになる。そして、そこから解決の糸口を模索していく。

2 研究の課題と方法

本研究の第一の目標は、「乳児院」に渦巻く諸「問題」とそうした諸問題と相互影響的な関係にある様々な潜在的「リスク」を明示化することにある。これを踏まえて、次にそうした諸問題と様々なリスクの解決の方途も、「尺度」を用いて数的に表現することでいわば視覚的にアプローチしていくところにある。その際に採られた主な手法は、通常の調査と言うよりも「現場に赴く」(go native)ことを特色とする「踏査」とも言える調査・研究にある。いいかえれば、“現地”にあって統計学的知見に基づく量的・質的調査研究を展開して、最終的にそうした学術的営為を「尺度開発」に繋げて、問題とリスクの“見える化”を実現することを目指している。そして、そこから解決の糸口を探ることも目指している。

本論文の新奇さは、こうしたサーベイ(踏査)とも言える“現場主義”を包摂する調査研究を徹底的に行いながら、つまり、そうした学術的営為を積み重ねながら、問題とリスクの明確化に努め、その解決の糸口を探って行こうとする積極的かつ臨床的な姿勢にあると言っても良いだろう。

3 本論文の構成と特徴

本論文の構成は次のとおりである。すなわち、「序章」と「終章」とのあいだに本論部の7章を配置して構成されている。つまり、本論文は全9章で構成されている。まず、「序章」では研究の目的・方法・倫理的配慮・研究の意義などを導入的に概説している。

第1章では「社会的養護をとりまく状況」と題し、「社会的養護の基本理念」、「社会的養護概念の歴史の変遷」について概観しており、続いて社会的養護の基本理念として「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を指摘している。そして、今後の乳児院の将来ビジョンなどに言及している。

第2章では「児童相談所と社会的養護」と題し、児童相談所の一時保護に関わる法制度上の現状を明瞭化することを目指して、「児童相談所」から始まる「一時保護→措置」の過程を経て、「児童相談所の行う一時保護と要保護児童」について概観している。さらに、厚生労働省などの統計資料をもとに、児童相談所と一時保護の現状を明らかにするために、「児童相談所における児童虐待相談、一時保護委託」及び「児童虐待と一時保護」を検討している。

第3章の「乳児院の現状と課題」では、主として「全国乳児福祉協議会」の報告書に依拠して、「乳児院の入所定員・暫定定員と職員の状況」及び「入所児童の状況」を検討している。

第4章では、「乳児院の一時保護機能」について論述している。児童相談所から乳児院に対して、「一時保護」の委託がなされるのが通常パターンと言えるが、それは字義どおりの意味で「24時間365日体制で受け入れ可能」なものとするが、それが十全なものであるかどうかは別問題である。ここでは、乳児院の一時保護について、児童福祉法上の制度施策に関わる歴史の変遷を踏まえて、「全国乳児福祉協議会」による乳児院の改革の議論内容も踏まえて、児童相談所及び乳児院の現状と課題について詳らかにしている。

第5章では、「乳児院の一時保護に関する先行研究と尺度開発」と題し、前半部ではまず児童相談所の一時保護機能を取り扱う研究が比較的多く実在しているのに対して、乳児院の一時保護を扱うものはほとんど実在していないことが問題的に指摘されている。それゆえ、既述のように、「1歳未満の乳児」もしくは保護の必要な「小学校入学以前の幼児」については、主に「乳児院」が対応することになっているにも関わらず、その実態を詳らかにする調査研究があまり行われてこなかった点も、指摘されている。

ここでは、乳児院の一時保護担当者に関する先行研究をまず検討している。より見やすくする“見える化”の一貫として、さらに、乳児院の一時保護機能に係わる尺度開発の意義が述べられ、益満が行ってきた調査研究などを前提にして、乳児院の一時保護機能に関する研究の全体像に触れられている。後半部の尺度開発に関わる議論は、第6章と第7章で行われている尺度開発の実際内容の導入部に相当している。

第6章では、「調査・尺度開発 1—乳児院施設調査」として、乳児院の問題・リスクについて組織的・施設的観点から調査研究が行われ、乳児院の一時保護に関わる尺度について言及している。最後に、考察では、結果として得られた、乳児院の一時保護機能に関わる6尺度を提示している。すなわち、①一時保護の受入時の困難状況とリスク回避尺度、②一時保護の受け入れ後尺度、③親子関係調整尺度、④親子関係調整尺度、⑤一時保護児の受け入れ尺度、⑥諸機関との連携尺度の開発と検証。

第7章では、「調査・尺度開発 II —一時保護担当者調査」と題し、乳児院の一時保護担当

者に関わる3尺度について検討している。すなわち、①一時保護担当尺度、②一時保護担当時の経験頻度尺度、③一時保護児への関わり尺度の3尺度である。

これを要すれば、第6章においては乳児院の組織・施設面に関わる尺度が検討・開発されており、第7章においては乳児院の担当者(専門家、人員的側面)に関わる尺度が検討・開発されている。

最後に、終章では総合考察、研究の意義と課題などについて纏められているが、本論文が第一に、乳児院の一時保護機能に関する尺度の開発、第二に、乳児院の一時保護担当者に関する尺度を開発することを目的にしてきたことが述べられている。いわば乳児院の組織的側面と人員的側面に関わる尺度開発を目指したものであることが述べられ、周知のとおりそれは相当程度成功している。

4 本研究の結論と今後の課題

「社会的養護施設」(保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う機関)としての現行の「乳児院」は、果たすべき社会的養護機能を十全に果たし得ているだろうか。いいかえれば、乳児院が行う社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われているだろうか。益満によれば、こうした理念が十全に果たされているとはとても言えない。端的に言って、現行の「乳児院」は種々のリスクが渦巻いており、未解決の諸問題が鬱積していると言う。

本研究の目的は、一時保護の際に生じる乳児院の環境リスクや一時保護された乳幼児に生じやすいリスクの現状と諸問題を明らかにし、そうしたリスクの軽減・管理を図ることを目的とした尺度開発を行うことであった。

児童虐待などの対応において、乳児院による乳幼児の「一時保護」は、その生命と安全を確保するうえで、それなりの機能・役割を果たしてきたのは確かである。このことはよく知られているところである。しかし、益満は本論文で乳児院がそうした機能を真に十全に果たし得る機関になり得ているかを問うならば、その不十分さと問題性が目立つと言う。だからこそ、独自に開発した「尺度」を用いてより高い乳幼児のウェルビーイングの実現可能性を追求したいとも言う。

審査結果の要旨

1. 研究の継続性

申請者の益満孝一氏は、「鹿児島県立蒲生高等学校」卒業後、「東京理科大学理学部」に進学し、昭和59年3月にこれを卒業し、その後「日本カウンセリングアカデミー」に職を得て、昭和61年4月には「東洋大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士前期課程聴講生」という形で向学の機会を得、続く昭和62年4月に同課程に入学し、平成元年3月にこれを修了している（社会学修士）。続いて、平成元年4月同後期課程に入学し、平成6年3月同課程を単位取得満期退学している。同課程在学中より「(財)東京都老人総合研究所社会学部社会福祉研究室」等に研究職として勤めた後、「東京成徳大学人文学部福祉心理学科」、「九州看護福祉大学看護福祉学部社会福祉学科」、「筑紫女学園大学人間科学部人間科学科」の各大学を経て、現在「鹿児島純心女子短期大学生活学科こども学専攻」教授として教育と研究に従事している。

また、益満は科学研究費など競争的外部資金の獲得にも熱心に応募しており、毎年のように採択されている。つまり、益満の研究意欲は衰えることなくきわめて旺盛なものである。

30年以上にわたる益満の研究キャリアにおいて、その学問的関心は広きにわたるものであるが、特に重きを置いて丹念に調査研究を積み上げてきたのが「子ども福祉（児童福祉）分野」におけるものであった。それゆえ、この分野における益満の調査研究はいわゆるリーディング・ポジションを占めるべき内容を保持しており、この博士論文は斯界における一定水準を超える卓越性を指示するものにもなっている。それゆえ、この分野における後続の研究者は、本博士論文を中核とする益満によるこれまでの研究業績群を真摯に対峙すべきものと位置づけることになるだろう。

既述のように、改正児童福祉法に依拠した実務的運用が今後順次進んでいくものと思われるが、そうした進展の中でも益満の研究業績は相当程度の影響力を保持し続け、彼らにとって参照されるべきものに位置づけられるだろう。乳幼児の現況は継続的なものであり、質的連続性を内包しているからである。

以上から、益満は今後さらに研究を深化させていくことが十分に見込まれ、その知見も格段に深化させて行くことも想定できるところである。こうして、今後しばらくの間、乳児院を巡る益満によるディスクールは、斯界に影響力を放ち続けるものと思われる。

2. 論文の完成度

本論文は、益満孝一氏による30年以上にわたる研究キャリアの集大成である。その手法は統計的知見に依拠した踏査とも言うべき調査研究である。既述のように本博士論文は、「序章」と「終章」とのあいだに1章から7章を配置して構成されている。

益満は、第5章の前半部において、「児童相談所の一時保護機能」を取り扱う研究は比較的多く存在しているにもかかわらず、「乳児院の一時保護機能等」を扱うものが殆どないことを批判的に指摘する。つまり、「1歳未満の乳児」もしくは保護の必要な「小学校入学以前の幼児」については、主に「乳児院」が対応しているにもかかわらず、その実態を詳らか

にする調査研究があまり行われてこなかったことを批判している。益満は、こうした認識から自らの踏査とも言うべき調査研究を展開して、彼なりの実証的裏付けを得て周到に批判している。

第6章では、乳児院の問題・リスクについて組織的・施設の観点から調査研究が行われ、乳児院の一時保護に係わる尺度について論及している。本章の最後部で乳児院の一時保護機能に関わる6尺度を提示している。

第7章では、乳児院の一時保護担当者に係わる3尺度について検討している。すなわち、①一時保護担当尺度、②一時保護担当時の経験頻度尺度、③一時保護児への関わり尺度の3尺度を提示している。

これを要すれば、第6章においては乳児院の組織・施設面に関わる尺度が検討・開発されており、第7章においては乳児院の担当者(専門家、人員的側面)に関わる尺度が検討・開発されている。

こうして踏査的な調査研究から周到に積み上げられた実証的データを統計的観点より自在に読み解き、これに基づいて次から次へと繰り出される評価基準としての「尺度」を打ち立てている。いささか煩瑣に感じられる面もなしではないが、むしろ詳細化に努める記述内容が際立ち、真に博士の学位に相応しい内容となっていると言ふべきである。

3. 本論文の特徴・評価

本論文の特徴は、まず統計学的知見から行われた質的・量的調査研究により得られた、諸結果に禁欲的に依拠しながら、慎重に議論展開が進められている点が指摘できる。続いて、こうした慎重な学問的・臨床的積み重ねから「尺度開発」を行い、乳児院の抱えるリスクと問題の“見える化”を実現し、こうした“見える化”の観点からその解決も数量的に指示して行こうとする学術的姿勢が指摘できる。

本論文の学位審査委員会としては、乳児院を巡る諸問題と潜在的リスクの状況把握についての益満による既述は正当かつ適切である、と全会一致で認めるものであった。すなわち、その論述展開は、調査研究をとおして一時保護の中核である乳児院に纏わる問題性を徹底的に明らかにし、それを主に施設・組織に胚胎する問題と担当者(の専門性)に胚胎する問題として捉え、それを成功裡に立論していることも、審査委員全員が賛同するところであった。そして、その改善の方向性を「尺度開発」を通じて明示化することに相当程度成功していることも、同様に審査委員全員ともが承認するところであった。

当審査委員会のなかでは、タイトルにあった「役割」は「機能」の方がより適切ではないか、海外事情に関わる言及・文献が少なくないか、調査結果の数値について単純な表記ミスが認められる…等々が各委員により指摘された。それぞれについて修正の必要性について慎重かつ真摯に議論され、幾つかの修正の必要性が確認された。

最終的に本審査委員会としては幾つかの修正すべき箇所を確認したうえで、全会一致で博士学位(社会福祉学)相当と評価するに至った。